令和3年度一般会計補正予算（第9号）
補正予算規模一般会計：42 億 2,959 万円

～新型コロナウイルス感染症緊急対策 第 17 弾を実施～

新型コロナウイルス感染症による影響が依然として続いていることから、新型コロナウイルス感染症緊急対策第１７弾として補正予算を編成しました。

本補正では、コロナ禍の影響を受けている子育て世帯への５万円の現金による先行給付に続き、同じく５万円の現金を追加給付します。

コロナ禍の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、１世帯当たり１０万円の現金を支給します。

現在、実施している「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」において、先般、国は制度改正を行い、再支給が可能となったことに加え、総合支援資金の再貸付を借りた者が対象であったところが、初回貸付を借りた者へと対象者が拡大されたことや、支援金の申請期限が令和４年３月末まで延長されたことから、本市においても支給申請の受付等を延長します。

その他、国が実施する『マイナポイント事業』第２弾（最大２万円相当のマイナポイント付与）に伴い、本市においてもマイナンバーカードの申請受付・交付並びにマイナポイントに係る設定・申込支援の体制を強化します。

【1】 予 算 規 模

（単位：千円）

区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計予算（第9号）	71,772,144	4,229,586	76,001,730

【2】 一般会計補正予算（第9号）の内訳

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 国庫支出金		20,833,321	4,229,586	25,062,907
	1 国庫補助金	5,226,058	4,229,586	9,455,644
補正されなかった款に係る額		50,938,823	－	50,938,823
歳入合計		71,772,144	4,229,586	76,001,730

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 総務費		7,555,263	5,601	7,560,864
	1 戸籍住民基本台帳費	362,172	5,601	367,773
2 民生費		38,032,210	4,223,985	42,256,195
	1 社会福祉費	13,988,982	3,145,669	17,134,651
	2 児童福祉費	13,446,665	1,078,316	14,524,981
補正されなかった款に係る額		26,184,671	－	26,184,671
歳出合計		71,772,144	4,229,586	76,001,730

補正予算の概要

◎守口市一般会計補正予算（第９号）

（単位：千円）
合計 4,229,586

１．新型コロナウイルス感染症対策事業

小計 4,223,985

子育て世帯の生活と暮らしへの支援

(1) 子育て世帯への臨時特別給付（追加給付金）事業　1,078,316

・12 月８日に可決された本市一般会計補正予算（第７号）を受け、子育て世帯への５万円の現金による「先行給付」の支給事務を進め、12 月 22 日から支給を開始していますが、先般、国は「追加給付」の５万円について、自治体の判断により現金での給付も可能とする指針を示したことから、本市においては「先行給付」に続き、同じく５万円の現金を「追加給付」します。

対　　象：①　令和３年９月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
②　令和３年９月 30 日時点で平成 15 年４月２日～平成 18 年４月１日生まれの児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）
③　令和４年３月 31 日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児）

給 付 額：対象児童１人につき５万円

支給開始日：令和３年 12 月 27 日（予定）

市民の生活と暮らしを守る

(2) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業　3,142,973

・コロナ禍の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、１世帯当たり 10 万円の現金を支給します。

対　　象：①　住民税非課税世帯
同一の世帯に属する者全員の令和３年度分市民税均等割が非課税である世帯
②　家計急変世帯
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和３

年１月以降の家計が急変し、上記①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

給 付 額：１世帯当たり 10 万円

(3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業　2,696

・現在、実施している当該事業について、先般、国は制度改正を行い、再支給が可能となったことに加え、総合支援資金の再貸付を借りた者が対象であったところが、初回貸付を借りた者へと対象者が拡大されたことや、支援金の申請受付、支給要件の確認等の期限が下記のとおり延長されたことから、本市においても支給申請の受付等を延長します。

支給申請の受付：令和３年 11 月末 → 令和４年３月末

支給要件の確認等：令和４年 ２月末 → 令和４年６月末

対　　象：総合支援資金の再貸付の終了などにより、特例貸付を利用できない世帯

※一定額以下の収入及び資産、求職活動等の要件があります。

支 給 額：３箇月にわたり、最大 30 万円（支給期間終了後、１度に限り再支給可能）

［１箇月当たり］

単身世帯：６万円

２人世帯：８万円

３人世帯以上：10 万円

２．新型コロナウイルス感染症対策事業 以外

(4) マイナンバーカード普及促進事業　5,601

・国が最大２万円相当のマイナポイントを付与する『マイナポイント事業』第２弾を令和４年１月１日から実施することに伴い、市民からのマイナンバーカードの交付申請や、マイナポイント予約・申込支援件数が増加することが想定されることから、本市においてもマイナンバーカードの申請受付・交付並びにマイナポイントに係る設定支援及び申込支援の体制を強化します。

３．債務負担行為の補正（追加）

(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業

① 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業業務委託事業

・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給要件の確認等が令和４年６月末まで延長されたことに伴い、当該事務に係る業務を引き続き委託します。

・期間：令和４年度まで　限度額：　7,607 千円

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業 以外

② 個人番号カード交付等業務委託事業

・マイナンバーカードの申請受付並びにマイナポイントに係る設定支援及び申込支援に係る業務を委託します。
・令和４年４月以降にマイナンバーカードの申請が大きく増加することが想定されるため、本庁舎１階会議室に特設会場を設営し、実施します。
・期間：令和４年度まで　限度額：126,236 千円

③ 電子計算機及び事務機器等借上事業

・特設会場に設置するマイナンバーカードの申請受付用機器等を借り上げます。
・期間：令和４年度まで　限度額：　9,063 千円

④ 電子計算機等保守委託事業

・上記機器等の保守業務を委託します。
・期間：令和４年度まで　限度額：　　594 千円